

答 申 書  
(答申第53号)  
平成19年5月7日

---

1 審査会の結論

特定宗教法人に係る文書のうち別紙1に掲げる部分を非開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の対象公文書は、宗教法人「〇〇教団〇〇教会」(以下「本件法人」という。)に係る被包括法人の認可申請に関する書類、規則変更手続きの申請に関する書類及び2000年度から2005年度における宗教法人法(昭和26年法律第126号。以下「法」という。)第25条第4項に基づき提出された書類である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、本件法人に係る規則認証申請書(平成〇年〇月〇日收受)、規則変更認証申請書(平成〇年〇月〇日收受)及び平成12年度から平成16年度に係る法第25条第4項に基づき提出された事務所備え付け書類(写し)(以下「本件公文書」という。)を特定し、本件公文書の一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)又は同条同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分を行った。

異議申立人は、このうち別紙1の左欄に記載された対象公文書のうち同中欄に掲げる項目のすべて(以下「本件非開示部分」という。)の開示を求めていることから、本件非開示部分を非開示としたこと(以下「本件処分」という。)の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が本件処分において1号情報に該当するとして非開示としたものは、代表役員を除いた役員の氏名である。

実施機関は、役員の氏名については、当該宗教を信仰する特定の個人を識別できる情報であり、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

ウ 本件処分において非開示とされた役員の氏名は、特定の個人が直接識別される情報であり、本件氏名から識別される特定の個人が特定宗教団体の役員であることが明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関が本件処分において2号情報に該当するとして非開示としたものは、本件法人の財産目録、収支計算書及び事業に関する書類である。

実施機関は、これらの情報については、当該法人の事業活動に関する内部管理上の事項に関する情報であり、開示することにより、当該法人の事業活動が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当する旨主張する。

法第25条第4項に基づき宗教法人から提出された書類を取り扱う場合は、同法同条第5項において、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることのないよう特に留意しなければならない旨規定されているところであり、また、宗教法人法の一部を改正する法律（平成7年法律第134号）の施行について（平成8年9月2日庁文宗第137号各都道府県知事あて文部事務次官通達）においても、都道府県の情報公開条例に基づく開示決定に当たっては、「法第25条第3項に規定する閲覧請求者が、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、不当な目的を持たない信者その他の利害関係人に限定されている趣旨及び法第25条第5項の規定を踏まえ、十分慎重に対処すべきものである。」とされているところであり、決して信者であることによる開示の優位性を示すものではないと主張する。

ウ 2号情報の「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

本件処分において非開示とされた本件法人の財産目録、収支計算書及び事業に関する書類は、法第25条第3項において、宗教法人の事務所備え付け書類に対する閲覧請求権者を信者その他の利害関係人に限定しており、公にされている情報とはいえ、本件法人の内部管理情報であると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、本件法人の宗教活動に支障が生ずるおそれがあり、本件法人の信教の自由が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(5) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、本件法人の信徒及び利害関係人であり、一般の開示請求者と同様の処分は違法であると主張する。

また、法第25条に基づく閲覧請求に対し、本件法人の代表者である牧師が独自の判断で閲覧拒否したことから、あえて条例に基づく開示請求を行った旨主張する。

イ しかしながら、情報公開制度は、何人に対しても、開示請求を認める制度であり、開示・非開示の判断に当たり、開示請求者は誰であるかは考慮されず、開示請求に至る背景事由もしんしゃくはされないものである。したがって、異議申立人の主張は、理由がないものと判断する。

なお、申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年12月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号51）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③異議申立補正書の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出</li> </ul>
平成18年12月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託</li> </ul>
平成19年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 異議申立人から意見書の提出</li> </ul>
平成19年1月15日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li> <li>○ 異議申立人の意見陳述</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成19年2月5日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成19年3月5日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成19年4月13日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成19年4月26日 （第20回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案審議</li> </ul>
平成19年5月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申</li> </ul>

## 本件処分における非開示部分

対 象 公 文 書	非 開 示 と し た 部 分	該 当 条 項
規則認証申請書 (平成元年11月30日收受)	(1) 代表役員を除いた役員の氏名	条例第10条第 1項第1号
	(2) 財産目録全部	条例第10条第 1項第2号
	(3) 収支計算書	条例第10条第 1項第2号
規則変更認証申請書 (平成14年5月29日收受)	(1) 代表役員を除いた役員の氏名	条例第10条第 1項第1号
事務所備え付け書類(写し) (平成12年度～平成16年度)	(1) 役員の氏名(代表役員を除く)	条例第10条第 1項第1号
	(2) 財産目録全部	条例第10条第 1項第2号
	(3) 財政報告(収支計算書)	条例第10条第 1項第2号
	(4) 事業に関する書類	条例第10条第 1項第2号